

令和3・4年度新潟市建設コンサルタント業務

入札参加資格審査申請書提出要領

(追加申請(新規・業種追加申請))

1. 電子申請

新潟市ホームページからシステムによる電子申請を行ってください。

<申請受付期間>

1期 令和3年 6月1日(火)～令和3年 6月15日(火)

2期 令和3年10月1日(金)～令和3年10月15日(金)

3期 令和4年 2月1日(火)～令和4年 2月15日(火)

4期 令和4年 6月1日(水)～令和4年 6月15日(水)

5期 令和4年10月3日(月)～令和4年10月17日(月)

<システムの稼働時間>

平日午前8時～午後9時（水曜日は午後6時まで）

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」）を除く。

2. 書類提出

電子申請後、提出書類を下記まで郵送又は持参してください。

※封筒に「入札参加資格審査申請書類【コンサルタント】」と記載してください。

※郵送の場合、簡易書留等、記録の残るもので送付してください。

※新潟市への申請は、新潟市水道局及び新潟市民病院への申請も兼ねていますので、水道局、市民病院への提出は不要です。

<提出先>

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市 財務部 契約課 工事契約係

<提出期限>

4頁に掲げる各期提出期限をご確認ください。

※期限を過ぎても書類が提出されず、連絡がとれない、又は書類の提出が見込めない場合などは、申請を無効とすることがあります。

○問い合わせ先（申請内容について）

新潟市 財務部 契約課 工事契約係	TEL 025-226-2217（直通）
新潟市水道局 総務部 経理課 契約係	TEL 025-232-7323（直通）
新潟市民病院事務局 管理課 施設グループ	TEL 025-281-5151（代表） （内線3111）

○電話相談窓口「ヘルプデスク」（システム入力方法について）

開設時間 平日午前9時～午後5時 ※休日等を除く

電話番号 TEL 0570-200-192

－参加資格審査申請をする場合の注意事項＜目次＞－

1	申請対象者	3 頁
2	申請することができる方	3～4 頁
3	申請方法	4 頁
4	申請期間及び書類提出期限等	4～5 頁
5	電子申請の流れ	
	（1）新規申請	5 頁
	（2）業種追加申請	5～6 頁
6	業種・種目について	6～7 頁
7	その他システム入力上の注意事項	7～8 頁
8	資格認定後、申請内容に変更等があった場合	8 頁
9	提出書類等	9～14 頁
別表	業種（種目）の資格	15 頁
工（業）種／種目コード表（建設コンサルタント）		16～17 頁

－参加資格審査申請をする場合の注意事項－

新潟市（水道局，市民病院を含む）が発注する建設コンサルタント業務の入札に参加を希望される方は，新潟市建設コンサルタント業務入札参加資格審査要綱及び以下の内容をよくお読みいただいた上で，申請及び必要書類の提出を行ってください。

1 申請対象者

15頁「別表 業種（種目）の資格」の業種（種目）ごとに「資格審査を申請することができる者」の欄に掲げる方。

※業種，種目の詳しい区分は，16～17頁「工（業）種／種目コード表（建設コンサルタント）」をご覧ください。

※新潟市では「業種・部門」については「業種（種目）」として整理していますのでご注意ください。

2 申請することができる方

資格審査申請をすることができる方は，次の各号の全てに該当する方です。入札参加資格の認定後に該当しなくなった場合は，参加資格を失います。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項または第2項（同第167条の11第1項において準用する場合を含む）に該当しない者

(2) 新潟市税を滞納していない者

(3) 法人税若しくは所得税を滞納していない者

(4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者

※(2)～(4)については，申請日時点において，新型コロナウイルス感染症の影響等により，国税または市税の猶予制度の適用を受けている場合，特例があります。詳しくは本要領12～13頁をご確認ください。

(5) 次のア～キのいずれにも該当しない者

ア 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい，法人以外の団体である場合は代表者，理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員である者

- エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- オ 自己，その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用している者
- カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している者
- キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(6) 新潟市長から指名停止の措置を受けていない者

3 申請方法

新潟市ホームページ (<http://www.city.niigata.lg.jp/>) からシステムによる電子申請を行ってください。(5～6頁に電子申請の流れを掲載しています。)

電子申請後，下記期限までに9～10頁に掲げる提出書類を契約課まで郵送又は持参してください。その際，封筒には「入札参加資格審査申請書類【コンサルタント】」とご記載ください。

※建設工事も併せて申請する場合は，別封筒で郵送又は持参してください。

○書類提出先：〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市 財務部 契約課 工事契約係

4 申請期間及び書類提出期限等

(1) 電子申請期間及び参加資格の有効期間

	電子申請期間	書類提出期限	有効期間開始日
1期	令和3年6月1日～15日	令和3年6月30日	令和3年8月2日
2期	令和3年10月1日～15日	令和3年10月29日	令和3年12月1日
3期	令和4年2月1日～15日	令和4年2月28日	令和4年4月1日
4期	令和4年6月1日～15日	令和4年6月30日	令和4年8月1日
5期	令和4年10月3日～17日	令和4年10月31日	令和4年12月1日

※有効期間は各期とも令和5年3月31日までです。

(2) 電子申請受付時間 (システムの稼働時間)

平日午前8時から午後9時 (水曜は午後6時まで)

※休日等を除く

(3) 電話相談窓口「ヘルプデスク」

申請手続きの案内やシステム入力の手助けをする、電話相談窓口「ヘルプデスク」を設置しておりますので、ご利用ください。

開設時間 平日午前9時～午後5時 ※休日等を除く

電話番号 ㉞0570-200-192

5 電子申請の流れ

令和3・4年度に参加資格登録をされていない方は「(1) 新規申請」の手続きを、登録をされている方で、業種を追加される方は「(2) 業種追加申請」の手続きを行ってください。

下記に申請入力までの作業手順を記載しておりますが、入力方法については、各業者登録サブシステム操作マニュアルをご参照ください。

(1) 新規申請（令和3・4年度の入札参加資格登録がない方）

ア 「新潟市ホームページ」にアクセスしてください。

イ 「事業者の方へ」→「入札・契約情報」→「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」→「令和3・4年度入札参加資格審査申請について（建設工事・建設コンサルタント）」の順にクリックしてください。

ウ 下記書類をダウンロードし、入力の準備をしてください。

(ア) 令和3・4年度新潟市建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書
提出要領（追加申請（新規・業種追加申請））

(イ) 申請書類 様式各種

(ウ) 業者登録サブシステム操作マニュアル【新規申請業者用】

(エ) 入力参考用紙（新規登録）

※必要項目を書き込むことで入力作業がスムーズに行えます。

エ 「新規申請」をクリックし、「業者登録サブシステムの使用方法」画面の「建設コンサルタント」の項目中にある「業者新規登録申請（令和3・4年度）」をクリックし、操作マニュアルに従って入力・申請を行ってください。

(2) 業種追加申請（令和3・4年度の入札参加資格登録がある方）

ア 「新潟市ホームページ」にアクセスしてください。

イ 「事業者の方へ」→「入札・契約情報」→「入札・契約（建設工事・建設コンサルタント）」→「令和3・4年度入札参加資格審査申請について（建設工事・建設コンサルタント）」の順にクリックしてください。

ウ 下記書類をダウンロードし、入力の準備をしてください。

(ア) 令和3・4年度新潟市建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書
提出要領（追加申請（新規・業種追加申請））

(イ) 申請書類 様式各種

(ウ) 業者登録サブシステム操作マニュアル【登録業者用】

エ 「工（業）種追加申請」をクリックし、「登録業者ログイン画面」に、郵送

されている最新の「資格審査通知（令和3・4年度）」に記載のID，パスワードを入力してください。

オ 「登録業者メニュー」画面の「登録申請」項目中にある「業者変更申請（令和3・4年度）」をクリックしてください。

カ 「本社基本情報入力画面」に切り替わりますので，入力（登録）状況を確認するため，一度画面を印刷して閉じてください。

※申請入力中に事前準備などで一定時間入力を行わない場合は，システムエラーとなり入力ができなくなります。

※印刷された資料には，現在の登録情報と，追加・変更が必要な項目に関して新情報を記載するための欄があります。変更等の必要がある項目の内容を確認のうえ下書きし，事前準備をすることで入力作業がスムーズに行えます。

キ 変更等の必要がある項目の内容を確認の上，再度5（2）カの「変更申請（令和3・4年度）」画面の「本社基本情報入力画面」に入ります。操作マニュアルに従って，変更項目や追加項目のみ入力・申請を行ってください。

6 業種・種目について

（1）申請業種数

業種，種目いずれも，いくつでも申請可能です。

（2）業種（種目）の実績について

営業実績で申請する種目がある場合，「公共元請」「公共下請」「民間元請」いずれかの代表的な1業務（税込，円単位）の実績入力が必要です。実績は，参加申請受付開始月の1日から起算して過去2年間に完了したものとします。

なお，登録規程申請のみの場合は，実績入力は「0円」としてください。

※営業実績申請で，該当する実績がない場合は当該業種・種目の登録はできません。

<例1> 土木関係建設コンサルタントで「道路」の種目を「登録規程申請」で登録する場合

【実績入力】不要（0円）

【提出書類】「道路」の登録証明書等の写し

<例2> 土木関係建設コンサルタントで「道路」の種目を「登録規程申請」で登録，「鉄道」と「造園」の種目を「営業実績申請」で登録する場合

【実績入力】「鉄道」または「造園」の「公共元請」「公共下請」「民間元請」いずれかの代表的な1業務の金額を入力。

(どれか1つの種目の実績で可。合計でなくてよい)

【提出書類】「道路」については、登録証明書等の写し

「鉄道」と「造園」については、業務内容が分かるそれぞれの代表的な1件の仕様書及び契約書の写し

※登録規程申請、営業実績申請における提出方法等については、11～12頁の注8、注9をご確認ください。

7 その他システム入力上の注意事項

(1) 法人番号

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」における13桁の法人番号を入力してください。

※法人番号と個人番号(マイナンバー)は同一ではありません。個人番号は12桁です。個人番号は入力しないでください。

※法人番号がない方は入力不要です。

(2) 資本金

資本金または出資総額の大きい方を入力してください。

(3) 職員総数

申請日現在の職員数※を入力してください。

※雇用期間を特に限定することなく雇用された者(一定期間を定めて雇用され、反復更新されている者も含む。また、営業・総務等事務関係の業務に主に従事する者を含む)に、法人にあたっては取締役又はこれに準ずる常勤の者(監査役は除く)、個人にあっては事業主又は支配人で常勤の者を加えた数。

(4) 企業規模区分

「大企業」, 「みなし大企業」, 「中小企業」, 「その他」から選択してください。

※中小企業基本法第2条第1項の基準を満たす者は「中小企業」を、基準を超える者は「大企業」を選択してください。

※中小企業基本法第2条第5項に該当する者は「その他」を選択してください。

※資本金や常時雇用している従業員数などの面では、中小企業基本法第2条第1項に定められた中小企業の定義に該当していながら、大企業である親会社から出資を受けているなど、実質的に大企業の支配下にある会社は「みなし大企業」を選択してください。

(5) 創業年月日

月日が不明な場合は4月1日と入力してください。

創業年月日と設立年月日が異なる場合は、若い方を入力してください。

(6) 経営情報入力

金額は、千円単位で入力してください。

なお、自己資本は、純資産合計を入力してください。

また、営業年数は、参加希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い日）からの営業年数を入力してください。

(7) 債権者コード

新潟市会計課に口座振込申込をし、債権者コードを取得されている場合は、下7桁の番号を入力してください。

なお、不明の場合は、会計課（TEL 025-226-1908, 1912, 1916）へお問い合わせいただくか、入力はい任意ですので空欄でも構いません。

(8) 誤入力があった場合

一度申請すると再度入力することができませんので、申請した内容に間違いがあった場合は、提出する申請書に赤字で訂正箇所がわかるように記載し、その箇所に「修正依頼」と記載した付箋を貼ってください。

8 資格認定後、申請内容に変更等があった場合

資格認定後に、所在地、代表者等申請した内容に変更等があった場合は、令和3・4年度新潟市建設工事・建設コンサルタント業務入札参加資格審査申請書提出要領（変更申請）に基づき、速やかに変更の申請を行い、下記書類及びその他必要書類を提出してください。

(1) 申請内容に変更があった場合

原則、電子申請を行ってください。

※電子申請日から5営業日以内（必着）に書類を提出してください。

(2) 登録証明書等の更新があった場合

業種・種目を登録規程で申請されている方で、有効期間の満了により更新等の通知を受けた場合は、同通知の写しを提出してください。

(3) 事業の譲渡、会社の分割等を行った場合

「入札参加資格承継申請書」を提出してください。

(4) 以下に該当する場合

「参加資格辞退届出書」を提出してください。

ア 合併等による会社の消滅又は解散があった場合

イ 営業を廃止した又は参加を辞退したい場合 等

9 提出書類等

(1) 提出書類一覧 ※各様式は、新潟市ホームページからダウンロードできます。

ア 新規申請

記号	郵送・添付書類	提出部数	対象者	様式	提出時の注意事項
ア	提出書類点検票及び受付票	1部	全社(者)	様式7	注1
イ	入札参加資格審査申請書 (電子申請時に出力)	1部	全社(者)		注2
ウ	電子申請受付完了画面 (電子申請時に出力)	1部	全社(者)		注2
エ	委任状	1部	契約締結権限を支店・営業所等に委任する方	様式4	注3
オ	使用印鑑届	1部	全社(者)	様式5	注4
カ	履歴事項全部証明書や 賃貸借契約書等、委任先の 所在地が確認できる書類	1部	契約締結権限を新潟市内の 支店・営業所等に委任する方		
キ	支店・営業所等の内観 及び外観写真	1部	契約締結権限を新潟市内の 支店・営業所等に委任する方		
ク	建設コンサルタント業務 資格者等調査表	1部	建設コンサルタント(建築関 係、土木関係)、地質調査を 申請する方	様式9	注5
ケ	技術職員経歴書	1部	全社(者)	様式8	注6
コ	営業実績等確認一覧表	1部	全社(者)	様式10	注7
サ	登録証明書等の写し	1部	登録規程に基づく登録を受 けている業種(種目)を申請 する方		注8
シ	営業実績があることを 証明する書類	1部	登録規程に基づく登録を受 けていない業種(種目)、調 査・試験業務、その他の業務 を申請する方		注9
ス	暴力団等の排除に関する 誓約書	1部	全社(者)	様式11	注10
セ	国税の納税証明書	1部	全社(者)		注11
ソ	市の納税証明書	1部	新潟市内に事業所がある方		注12
タ	東日本旅客鉄道株式会社 役務取引希望会社として 登録されていることが わかる書類	2部	東日本旅客鉄道株式会社に 役務取引希望会社として登 録されている場合		注13
チ	返信用封筒(定形)	1枚	全社(者)		注14

イ 業種追加申請

提出書類	部数	備考	様式	提出時の 注意事項
入札参加資格審査申請書 (変更申請)	1部	電子申請時に出力したもの		注2
電子申請受付完了画面	1部	電子申請時に出力したもの		注2
建設コンサルタント業務 資格者等調査表	1部	変更又は追加がある場合	様式9	注5
技術職員経歴書	1部	変更又は追加がある場合	様式8	注6
営業実績等確認一覧表	1部		様式10	注7
登録証明書等の写し	1部	登録規程に基づく登録を受けて いる業種(種目)を申請する場合		注8
営業実績があることを 証明する書類	1部	登録規程に基づく登録を受けて いない業種(種目), 調査・試験 業務, その他の業務を申請する場合		注9
暴力団等の排除に 関する誓約書	1部		様式11	注10

(2) 提出方法

「(1) 提出書類一覧」の**新規申請**については、イ～タは、1部ずつ順番にまとめ、書類の左側に2箇所穴を開けて紐で綴じてください。ただし、2部提出の「タ：東日本旅客鉄道株式会社役務取引希望会社として登録されていることがわかる書類」は1部だけ綴じて、1部は綴じないでください。「ア：提出書類点検票及び受付票」, 「チ：返信用封筒」は綴じないで別にしてください。

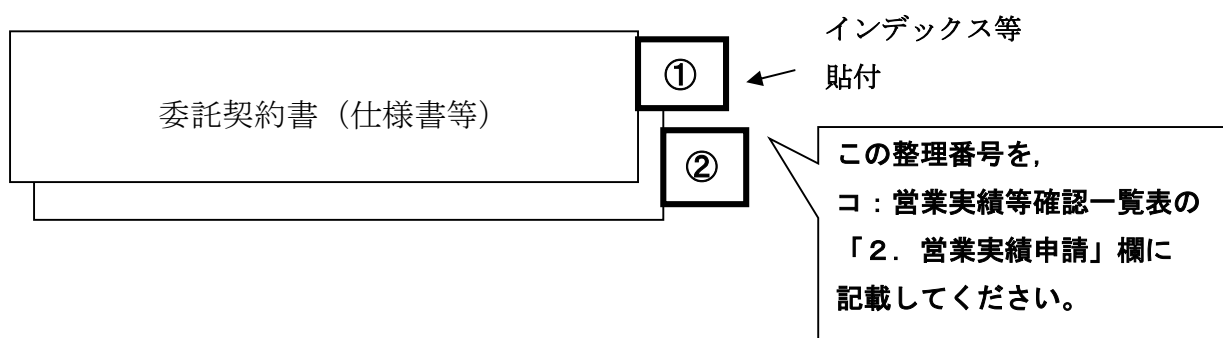
(3) 提出にあたっての注意

注1 必ず、書類に不備がないか確認した上で、提出してください。万一、書類に不備等があった場合は、「提出書類点検票及び受付票」(様式7)の備考欄に不備内容を記載した上で、写しを返信用封筒で返送しますので再提出してください。再提出されない場合は、申請受付ができません。なお、資格審査において、別途、書類の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

※提出書類点検票及び受付票は、順次、書類確認(審査)後返送しますので、收受の事実確認のため受付印等が必要な場合は、返信用ハガキなどを別途同封してください。

注2 業者登録サブシステム操作マニュアルに従って申請入力し、申請書及び受付完了画面を出力したものを提出してください。

- 注3 契約締結権限を支店・営業所等に委任される方のみ提出してください。
委任期間は、4頁に掲げる各期有効期間開始日から令和5年3月31日までです。
- 注4 社印（社名や部署名のみの印）を使用印とすることはできません。住所、
商号又は名称、代表者名は必ず記載してください。
※印鑑証明書は必要ありません。
- 注5 「建築関係建設コンサルタント」、「土木関係建設コンサルタント」、「地
質調査」を申請する方は、該当する業種の資格者の人数等を記載し、提出
してください。
- 注6 14頁9（4）の技術職員経歴書の記載方法により記載してください。
土木関係建設コンサルタント、地質調査又は補償コンサルタントについて
は、それぞれの登録規程に基づく現況報告書の「技術者経歴書」の写しで
も可です。
- 注7 「1. 登録規程申請」欄に○印を付けるか、「2. 営業実績申請」欄に実
績証明のために添付した書類の整理番号を記載してください。（注9参照）
※電子申請により登録した業種（種目）に関してのみ記載願います。
※本様式に記載しただけで、電子申請していない業種（種目）は登録でき
ません。
- 注8 登録規程に基づく登録を受けている方（「コ：営業実績等確認一覧表」の
「1. 登録規程申請」欄に○印をつけた方）は、登録証明書や登録の更新
通知、現況報告書副本（国土交通大臣の確認を受けたもの）等、登録を確認
できる書類の写しを提出してください。
- 注9 登録規程に基づく登録を受けていない方及び調査・試験、その他の業務を
申請する方（「コ：営業実績等確認一覧表」の「2. 営業実績申請」欄に
整理番号を記載した方）は、参加申請受付開始月の1日から起算して過去
2年間の営業実績があることを証明する書面（業務内容が分かる仕様書及
び契約書の写しを1件）を提出してください。
※証明する書面の右上に下記作成例により、付箋・インデックス等を付け
て整理番号（①、②と連番）を記載してください。



営業実績等確認一覧表

コード	業種名	コード	種目名	1.登録 規程 申請	2.営業実績申請 ※整理番号を 記載してください
-----	-----	-----	-----	------------------	--------------------------------

070	下水道				①
080	農業土木				②

注 10 支店長や所長等ではなく必ず代表者の実印（使用印鑑届に押印した実印）を押印してください。代表者氏名のふりがな，生年月日は必ず記載してください。 ※誓約書が提出されない場合は，入札に参加できません。

注 11 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(写しでも可)を提出してください。

法人 納税証明書「その3の3」（「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

個人 納税証明書「その3の2」（「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

※参加申請受付開始月の1日から起算して，3カ月前以降に証明されたものを提出してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により，国税の猶予制度の適用を受け，納税証明書「その3の3」及び「その3の2」が提出できない場合は，当該書類に代えて，国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を提出してください。ただし，申請日時点において，猶予期間中の場合に限ります。

【国税の納税証明書】交付申請について

- 会社や自宅からスマートフォンやパソコンで請求できる納税証明書オンライン請求が便利です。オンライン請求の場合は，書面の納税証明書の交付を請求してください。（電子の納税証明書は提出できません。）

※オンライン請求手続：e-Taxホームページ

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

- 税務署窓口での請求や郵送での請求の場合は，納税証明書交付請求書が必要です。
- 請求先は，現在の住所地（納税地）を所轄する税務署です。

- 次頁に続く -

- 本人（法人の場合は代表者）が窓口等で請求できない場合は、本人（法人の代表者）から委任を受けた代理人が委任状を持参して手続きを行うことができます。
- 本人（法人の場合は代表者）又は代理人本人であることを確認できる本人確認書類、本人の番号確認書類（個人のみ）及び本人の印鑑（法人の場合は代表者、代理人の場合は代理人の方）を持参してください。
- 交付請求書及び委任状は、国税庁ホームページからダウンロードできます。
 ※納税証明書の交付請求手続：国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

注 12 新潟市に納税義務がある方は、「新潟市入札用」の納税証明書（「市税に未納はありません」と記載されているもの。写しでも可）を提出してください。

※参加申請受付開始月の1日から起算して、1カ月前以降に証明されたものを提出してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、市税の猶予制度の適用を受け、新潟市入札用の納税証明書が提出できない場合は、当該書類に代えて、市税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を提出してください。ただし、申請日時点において、猶予期間中の場合に限ります。

申請場所：市税事務所市民税課，各区区民生活課，出張所

【新潟市入札用の納税証明書】申請の際の注意事項

- 申請人の方の本人確認をさせていただきますので、**本人確認書類**をお持ちください。詳しくは、下記アドレスより確認してください。
 ※本人確認書類：新潟市ホームページ『市税の証明申請における本人確認書類』
http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/shoumei_eturan/shiminzei.html
- 法人の納税証明書が必要な方は、**代表者印**を押印した申請書または委任状をお持ちください。
- 法人の納税証明書の申請には**本社の住所**，**法人名**，**代表取締役名**を記載していただき、**本社の代表者印**を押印してください。
- **同一世帯の親族以外**の代理申請は委任状が必要です。委任者が署名押印した委任状をお持ちください。
- 1カ月以内に納税（口座振替を含む）した方は、お手数でも**必ず領収書または口座振替された通帳やその写し**をお持ちください。納税したことが確認できない場合、証明書を発行できません。
- 税証明交付申請書および委任状は市のホームページからダウンロードできます。
 ※申請書・委任状書式：新潟市ホームページ『証明等の種類と手数料』
http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/zei/shoumei_eturan/shurui_tesuuryou.html

注 13 東日本旅客鉄道株式会社における役務取引希望会社として登録されている場合は、下記書類の写し又は出力したものを各2部提出してください。

- ・様式第16号 役務選定申込書
- ・様式第17号 登録事業及び申請役務種類
- ・様式第18号 営業所所在地等 ※契約委任する場合

注 14 あて先となる事業所の所在地、名称、担当部署等を明記してください。封筒のサイズ等は定形サイズで結構ですが、必ず84円切手を貼ってください。

(4) 技術職員経歴書の記載方法

申請書の「技術職員数」に計上された技術職員の氏名、最終学歴、法令による免許又は資格等、実務経験及び実務経験年月数について、それぞれ次のとおり記載してください。

ア 「氏名」の欄

当該技術職員が、新潟市内の本店、支店又は営業所等に所属する場合に限り、氏名の左側に○印をつけてください。

イ 「最終学校」の欄

(ア) 最終学歴に対応する学校の種類（大学院、大学、短期大学、高等学校、各種専門学校等をいいます。）を記載してください。○○大学といった具体的な学校の名称を記載する必要はありません。

(イ) 当該学校において専攻した学科の科目の名称を記載してください。

ウ 「法令等による免許等」の欄

(ア) 当該技術職員が有する法令等に基づく免許又は資格等を記載してください。

(イ) 一人が2以上の免許又は資格等を有する場合、それぞれの免許又は資格ごとに段を分けて記載してください。

エ 「実務経験」の欄

「法令等による免許等」に記載した免許又は資格等ごとに、当該免許又は資格等に関連した業務の中から任意に1件を選択し、その業務の内容及び担当した職名を記載してください。

オ 「実務経験年月数」の欄

「法令等による免許等」に記載した免許又は資格等ごとに、当該免許又は資格等を取得した後、申請書等提出期限までの実務経験の年月数を記載してください。

別表 業種(種目)の資格(新潟市では「※印」は種目として整理)

資格業種 (種目)	資格業務に係る業務内容	資格審査を申請することができる者 (1~4のいずれかの要件を満たすもの)
測量業務	測量法(昭和24年法律第188号)第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	1 測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
土木関係建設 コンサルタント 業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査, 企画, 立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月建設省告示第717号)の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
建築関係建設 コンサルタント 業務 (一級建築設計 業務を除く)	建築物若しくは建築設備の設計, 積算又は調査	1 建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づき建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者(以下「登録建築設備士」という。)及び登録建築設備士を有する者 3 公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験(建築積算資格者試験)に合格し, 登録を受けている者 4 当該業務の営業実績を有する者
※一級建築 設計業務		1 建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者
地質調査業務	地質調査業者登録規程(昭和52年4月建設省告示第718号)第2条第1項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
補償コンサル タント業務 (土地家屋調査 を除く)	補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月建設省告示第1341号)第2条第1項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
※土地家屋 調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地若しくは家屋に関する調査, 測量又は申請手続	1 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人
不動産鑑定 評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価	1 不動産の鑑定評価に関する法律に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
調査・試験 業務 (計量証明を 除く)	雪氷, 海洋, 環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験(CBR試験)	1 当該業務の営業実績を有する者
※計量証明 業務	計量法(平成4年法律第51号)第107条に規定する計量証明	1 計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
土地区画整理 業務	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業	1 当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	建設工事に係る測量, 調査, 設計等の業務であって上記の業務以外のもの	1 当該業務の営業実績を有する者

工(業)種／種目コード表(建設コンサルタント)

コード	業種名	コード	種目名	備考
001	測量	010	一般測量	営業実績での登録はできません
		020	航空測量	営業実績での登録はできません
		030	地図の調整(簡易設計)	営業実績での登録はできません
002	建築関係建設 コンサルタント	010	一級建築設計	営業実績での登録はできません
		020	その他建築一般	
		030	意匠	
		040	構造	
		050	暖冷房	
		060	衛生	
		070	電気	
		080	建築積算	
		090	機械設備計算	
		100	電気設備計算	
		110	調査	
003	土木関係建設 コンサルタント	010	河川, 砂防及び海岸	
		020	港湾及び空港	
		030	電力土木	
		040	道路	
		050	鉄道	
		060	上水道及び工業用水道	
		070	下水道	
		080	農業土木	
		090	森林土木	
		100	造園	
		110	都市計画及び地方計画	
		120	地質	
		130	土質及び基礎	
		140	鋼構造及びコンクリート	
		150	トンネル	
		160	施工計画・設備, 積算	
		170	建設環境	
		180	建設機械	
		190	水産土木	
200	電気・電子			
210	廃棄物			
999	その他			
004	地質調査	010	地質調査	

コード	業種名	コード	種目名	備考
005	補償 コンサルタント	010	土地調査	
		020	土地評価	
		030	物件	
		040	機械工作物	
		050	営業補償・特殊補償	
		060	事業損失	
		070	補償関連	
		080	土地家屋調査	営業実績での登録はできません
		090	不動産鑑定	登録しないでください
		100	登記手続等	営業実績での登録はできません
		110	総合補償	
		999	その他	
006	不動産鑑定	010	不動産鑑定	営業実績での登録はできません
007	土地区画整理	010	土地区画整理	
008	調査・試験	010	計量証明	営業実績での登録はできません
		020	雪氷調査	
		030	海洋調査	
		040	環境調査	
		050	生態系調査	
		060	CBR 調査	
		999	その他	
009	その他	010	交通量調査業務	
		020	施設管理委託業務	
		999	その他	

※種目コード999その他で登録する場合は、電子申請において、業務内容を入力してください。

※「不動産鑑定」で登録を希望する際は、「業種コード:005－種目コード:090」ではなく、「業種コード:006－種目コード:010」で申請してください。